

議案第73号

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

- (1) 富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）第25条
- (2) 富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）第12条
- (3) 富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）第12条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。